

御殿場市立南学校給食センター 調理等業務包括委託

審査基準

令和7年2月

御殿場市

第1 本書の位置づけ

本「審査基準」は、御殿場市(以下「市」という。))が、御殿場市南学校給食センター調理等業務包括委託(以下「本事業」という。))を実施する民間事業者(以下「事業者」という。))を募集及び選定するに当たり、公募に参加しようとする者を対象に交付する「募集要項」と一体のものである。

審査基準は、本事業の受注候補者を選定するに当たって、最も優れた提案を行った提案者(第1位の者)を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案に対して具体的な指針を示すものである。

第2 審査等の概要

1 審査の方式

本事業を実施する事業者には、本施設の維持管理、運営を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供が求められるものであり、事業者の広範かつ高度な能力やノウハウ等(維持管理・運営能力、事業経営能力等)と事業実施における経済性などを総合的に評価する必要があるため、受注候補者の選定については、価格及び価格以外の要素(事業実施能力並びに維持管理・運営能力等)を総合的に勘案し、御殿場市プロポーザル実施要綱に基づき、選定者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 審査の方法

審査は、以下の手順で実施する。

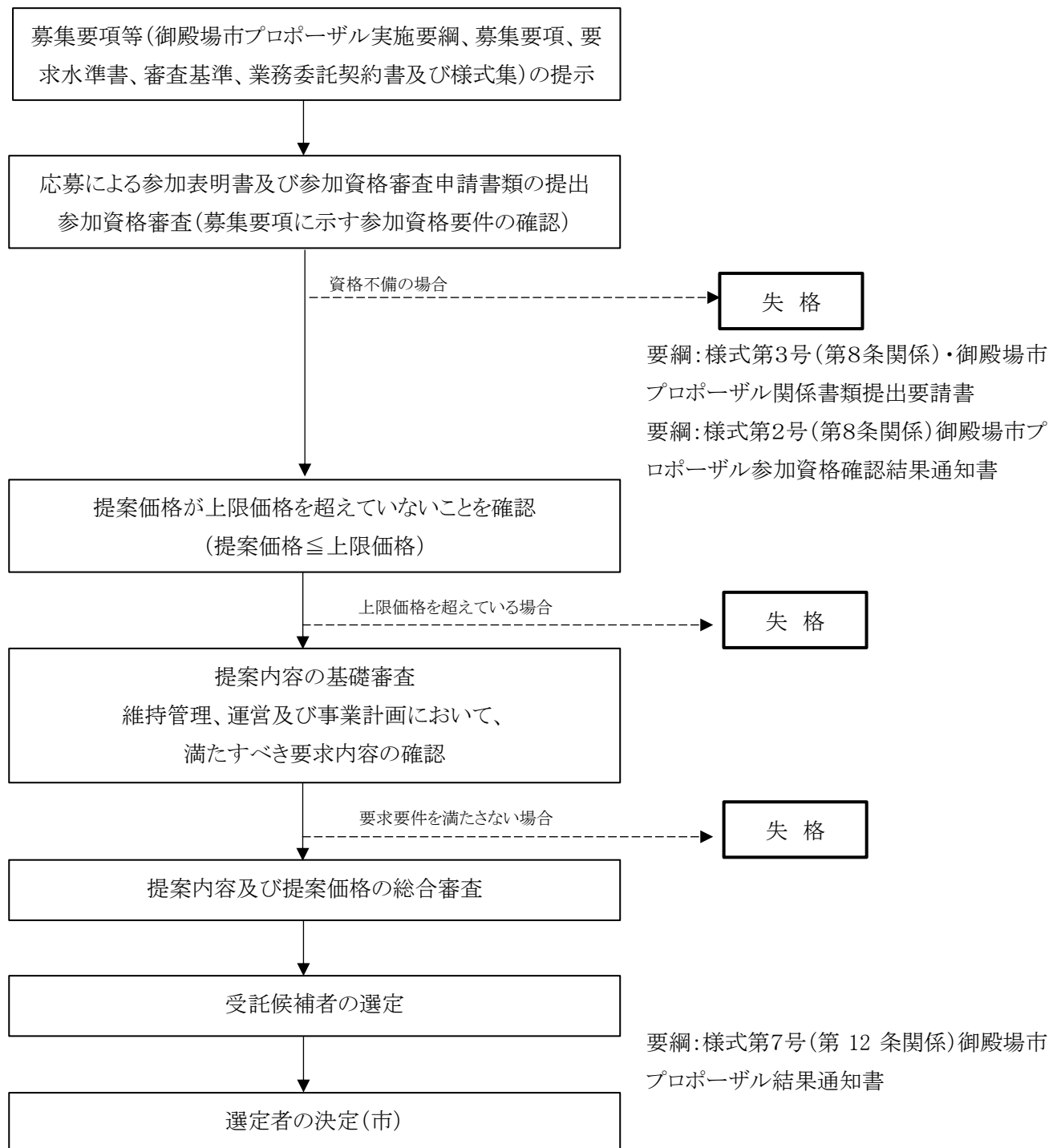
- (1)資格審査:資格審査として、本プロポーザルに参加しようとする者(参加表明者)の参加資格の有無を確認する。
- (2)提案審査:提案審査として参加資格を認めた参加表明者(提案資格者)の提案内容を審査する。提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、提案内容に対する加点審査及び価格審査により総合的に審査する。

3 審査体制

市は、提出された提案書について、市が設置する「御殿場市プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。))において、評価基準に基づき評価及び審査し、順位付けを行うものとする。

4 審査等の流れ

審査等の流れは以下のとおりである。



第3 参加資格審査

市は、参加資格審査申請書類により、募集要項に示す応募の備えるべき参加資格要件(以下「参加資格要件」という。)を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

参加表明書及び参加資格審査申請書類による審査結果は、代表企業に対し通知する。

第4 提案審査

1 提案価格の確認

市は、(様式8)見積書に記載された提案価格(事業期間中の市から事業者への支払額の合計をいう。以下同じ。)が上限価格を超えていないことを確認する。提案価格が上限価格を超えている場合は、失格とする。

2 基礎審査

市は、応募の提案内容が、募集要項及び要求水準書に示す要求内容を満たしていることを確認する。この基礎審査について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。基礎審査の内容は以下のとおりである。

審 査 項 目			対応様式
提案内容の基礎審査	共通事項	提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の矛盾等がないこと。	様式 12～25
		提案書全体について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること。	様式 12～25
	事業全体に関する提案書	実施方針・体制に矛盾がないとともに、リスク分担に関し、募集要項別紙で示したリスクの分担方針との矛盾等がないこと。	様式 12～13
	維持管理業務提案書	当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。	様式 14～15
	調理設備定期点検・保守業務提案書	当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。	様式 16～17
	調理等業務提案書	当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。	様式 18～23
	給食配送・回収業務提案書	当該提案に関連する各様式(別添「様式集」参照)に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。	様式 24～25

3 総合審査の方法

提案書に記載された内容及び提案価格について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 総合審査の基本方針

総合審査は、提案内容及び提案価格の総合評価により実施することとし、その配点及び得点化基準については、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案し設定する。

(2) 審査における項目別の配点

基礎審査において要求水準書に規定する条件を全て満たしていることが認められた応募者の提案書については、審査委員会において審査を行う。前記の総合審査の基本方針を踏まえ、配点は次のとおりとする。

審査項目	得点配分
提案内容審査	75 点
提案価格審査	25 点
合計	100 点

(3) 審査委員会

市は、事業者の審査・選定を行うため、御殿場市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき、学識経験者及び市職員で構成する「御殿場市プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、当該審査委員会において最優秀提案者の決定を行う。なお、審査委員会は非公表とする。

また、募集要項等の公表日以降、応募者の代表法人、構成法人が受注候補者の選定前までに、事業者選定委員会の委員に対し事業者の選定に関して自己に有利になる目的のため、あるいは、他の応募者を不利にする目的のために接触の働きかけを行った場合は失格とすることを厳命する。

4 総合審査(提案内容審査)

(1) 提案内容審査項目の得点化方法

審査項目の中項目別に、次に示す5段階評価による得点化方法により各審査委員が得点を付与した上で、各審査委員の得点の平均値(中項目別に算定)を合計し、その合計点を内容審査点とする。全ての項目を合計した際の合計点について、小数点第3位以下が生じた場合には、小数点第3位を四捨五入する。

なお、これらは、応募者間の相対比較ではなく、絶対評価の方法により行う。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において具体的な提案がなされていない。	配点×0.0

(2) 提案内容審査の得点化基準

次の表に示す配点及び視点に基づき、提案書に記載された内容を得点化する。

事業全体に関する事項	12 点	対応様式
(1) 事業実施方針 ①事業全体を確実、円滑に実施するための実施方針について、優れた提案がなされているか。 ②参加者の事業体系、役割分担、危機管理及び即応体制等について、的確に記載され、優れた提案がなされているか。 ③事業全体における市との連携体制について、優れた提案がなされているか。 ④リスクの分析や把握、業務を実施する企業間でのリスク分担、及び対応策について具体的な提案がなされているか。	12 点	様式 13

維持管理業務に関する事項	12 点	対応様式
(1) 建築物・建築設備等の維持管理業務 ①各業務の基本的な考え方について、優れた提案がなされているか。 ②各業務の内容・時期・頻度が的確で具体的に記載され、優れた提案がなされているか。 ③省資源及び省エネルギーに寄与しつつ、環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止、コスト削減に寄与する優れた提案がなされているか。 ④修繕計画の作成にあたり、合理的に施設の機能維持を図るための調査・提案方法・計画内容に対して優れた提案がなされているか。 ⑤その他、維持管理業務に関する優れた提案がなされているか。	12 点	様式 15

調理設備定期点検・保守業務に関する事項	4 点	対応様式
(1) 調理設備定期点検・保守業務 ①各業務の基本的な考え方について、優れた提案がなされているか。 ②各業務の内容・時期・頻度が的確で具体的に記載され、優れた提案がなされているか。 ③調理設備の衛生的かつ確実な稼働を確保するため、予防保全を基本姿勢とし、調理設備の初期性能の経年劣化・機能不全を防止・復旧することについて優れた提案がなされているか。 ④調理設備の緊急時の対応・設備予備(ストック)体制について、的確で具体的に記載され、優れた提案がなされているか。 ⑤省エネやコスト削減のための工夫が的確で具体的に記載され、優れた提案がなされているか。 ⑥修繕計画の作成にあたり、合理的に施設の機能維持を図るための調査・提	4 点	様式 17

案方法・計画内容に対して優れた提案がなされているか。		
⑦その他、調理設備定期点検・保守業務に関する優れた提案がなされているか。		

調理等業務に関する事項	44 点	対応様式
(1) 業務実施体制・支援体制 ①本事業に十分な業務実績を有しているか。総括責任者や各責任者は、調理場の規模に見合った実務経験のある人材が配置されているか。その他の人員について適切な人数が配置されているか。 ②従事者の採用計画(地元雇用等)や人員確保について、具体的な提案がされているか。現職員の継続雇用について、具体的な提案がされているか。 ③市との連携や、内部の指揮命令系統について、具体的かつ優れた提案がされているか。	12 点	様式 19
(2) 衛生管理体制 ①衛生管理を適正に行うための具体的かつ適切な提案がされているか。 ②衛生検査の内容、頻度等及び検査の結果不適と認められた際の対応等について、具体的かつ適切な提案がされているか。 ③従事者の健康管理・衛生管理について、適切に計画をしているか。	10 点	様式 20
(3) 危機管理体制 ①食中毒の防止対策について、具体的かつ適切な提案がされているか。 ②異物混入の防止対策について、具体的かつ適切な提案がされているか。 ③事故等発生時の対応について、具体的かつ適切な提案がされているか。 ④地震、災害発生時の協力体制について、具体的かつ適切な提案がされているか。 ⑤リスク対応のため保険付保について適切な提案がされているか。	10 点	様式 21
(4) 従事者の教育・研修計画 ①準備業務において、効率性、確実性、安全性、衛生面に配慮した優れた提案がなされているか。 ②その他従事者の教育・研修等について、適切に計画をしているか。	6 点	様式 22
(5) その他提案事項 ①市が行う食育の推進に対する具体的な提案がされているか。 ②地産地消推進に向けた取り組みとして、具体的な提案がされているか。 ③その他調理等業務に関する優れた提案がなされているか。	6 点	様式 23

給食配送・回収業務に関する事項	3点	対応様式
(1) 給食配送・回収業務 ①各学校への配送及び回収計画において、効率性、確実性に配慮した優れた提案がなされているか。(事故発生等の緊急時における、市及び関係諸機関への通報・連絡体制と初期対応についても含める) ②配送車の調達や維持管理において、安全性かつ衛生的であり、確実性に配慮した優れた提案がなされているか。 ③サービス水準の維持・向上を図るための体制及び従事者の資質向上に寄与する教育・訓練、衛生管理方法について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ④その他、給食配送・回収業務に関する優れた提案がなされているか。	3点	様式 25

5 総合審査(提案価格審査)

提案価格審査については、提案価格を以下の方法で得点化する。

提案価格点の計算にあたって、小数点第3位以下が生じた場合には、小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{提案価格点} = (\text{最も低い提案価格} / \text{当該提案価格}) \times \text{配点 (25 点)}$$

第5 最優秀提案者の選定方法及び受注候補者の決定

審査委員会は提案書の内容について、「第4 提案審査」に示す得点化方法に従って評価する。

審査委員会は、評価項目ごとに得点化し、次により受注候補者を選定する。

- (1)最も得点の高い1者を受注候補者として選定する。
 - (2)最も得点の高い応募者が複数いる場合は、委員の協議によって受注候補者を選定する。
- 市は、審査委員会の審査により選定された受注候補者を基に、選定者を決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{内容審査点} + \text{提案価格点}$$